

令和 7 年群馬東部水道企業団議会
7 月臨時会会議録

群馬東部水道企業団

令和7年群馬東部水道企業団議会7月臨時会会議録

令和7年7月9日（水曜日）

1 出席議員 11名

1番	星	野	一	広	2番	大	川	陽	一
					4番	渋	谷	理	津子
5番	平	井	玲	子	6番	杉	山	英	行
7番	須	永	信	雄	8番	荒	井	英	世
9番	坂	上	祐	次	10番	森		雅	哉
11番	山	口	将		12番	松	島	茂	喜

2 欠席議員 1名

3番 町田 正行

3 説明のために出席したもの 12名

企業長	須	藤	昭	男	副企業長	穂	積	昌	信
副企業長	多	田	善	洋	副企業長	村	山	俊	明
局長	高	橋	之	雄	次長	鴫	田	久	剛
次長	松	本	徳	雄	次長	百	瀬	光	宏
総務課長	松	森	則	之	企画課長	茂	木	孝	昭
工務課長	山	本	雅	己	庁舎建設室長	島	田	賢	司

4 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長 瀬 古 茂 雄

書記 野 口 幸 久

書記 石 瀬 由 佳

書記 須 田 可 奈

議事日程（第１号）

令和７年７月９日 午前１０時４５分 開議
群馬東部水道企業団議会副議長 渋谷 理津子

第 1 議長の選挙

議事日程（第１号の２）

令和７年７月９日 午前１０時５２分 開議
群馬東部水道企業団議会議長 星 野 一 広

第 1 議席の指定

第 2 会期の決定

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 議案第 8 号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について

議案第 9 号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について

議案第 10 号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について

第 5 議案第 11 号 群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の
一部改正について

議案第 12 号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

■議長職務代理者の紹介

事務局長（瀬古茂雄） 臨時会開会に先立ちまして、現在、議長が空席となっておりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条の規定により、副議長が議長の職務を行うことになっております。

従いまして、当議会の副議長であります渋谷副議長に議長の職務をお願いいたします。

渋谷副議長、よろしくお願い申し上げます。

■開 会

午前10時45分開会

副議長（渋谷理津子） ただいまご紹介をいただきました渋谷でございます。

地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。なにとぞご協力の程、お願い申し上げます。

ただいまから告示第22号をもって招集されました、令和7年群馬東部水道企業団議会7月臨時会を開会いたします。

■開 議

副議長（渋谷理津子） これより本日の会議を開きます。

■議員退職の件について

副議長（渋谷理津子） 議事に入る前に議員退職等の件について、ご報告いたします。

渡邊明議員におかれましては任期満了に伴い退職されましたので、ご報告いたします。

また、去る5月15日、高田靖議員、大川陽一議員、山田隆史議員より、また、去る4月25日、杉山英行議員、須藤日米代議員より、また、去る4月22日、小林武雄議員より、また、去る5月22日、黒田重利議員より辞職届が提出され、群馬東部水道企業団議会会議規則第70条第2項の規定により、これが許可されましたので、ご報告いたします。

■日 程

副議長（渋谷理津子） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げましたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

■仮議席の指定

副議長（渋谷理津子） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

今回、群馬東部水道企業団議会議員に就任されました議員の仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

■議長の選挙

副議長（渋谷理津子） それでは、日程第１、議長の選挙の件を議題といたします。

これより議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渋谷理津子） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

副議長（渋谷理津子） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渋谷理津子） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

副議長（渋谷理津子） 当企業団議会の議長に、星野一広議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名いたしました、星野一広議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（渋谷理津子） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、星野一広議員が当企業団議会の議長に当選されました。

■当選の告知

副議長（渋谷理津子） ただいま、議長に当選されました、星野一広議員が議場におられますので、本席から企業団議会会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

■新議長就任のあいさつ

副議長（渋谷理津子） 議長に当選されました、星野一広議員の挨拶を求めます。

新議長（星野一広） 議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま本会議におきまして、議員各位の温かいご支援により、群馬東部水道企業団議会の議長の重責を担うこととなりました。職務の重大さを実感しておるところでございます。

水道事業においても、様々な課題がありますが、本企業団の発展に向け、公平公正な議会運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、今後ご支援とご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

■議長交代

副議長（渋谷理津子） 以上をもちまして、議長の職務を終了し、交代いたします。

星野議長は、議長席へお着き願います。

(副議長、自席に着席。新議長、議長席に着席。)

議長（星野一広） それでは、ただいまから議長の職を務めさせていただきます。

■休 憩

午前10時51分

議長（星野一広） 議事日程作成のため暫時休憩いたします。

（事務局により、議事日程作成・配布）

■再 開

午前 10 時 52 分

議長（星野一広） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、ただいまお手元に配付申し上げたとおりであります。

その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

日程に入ります。

■議席の指定

議長（星野一広） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第 3 条の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名と議席の番号を瀬古議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（瀬古茂雄） それでは、朗読をいたします。

1 番、星野一広議員、2 番、大川陽一議員、3 番、町田正行議員、6 番、杉山英行議員、7 番、須永信雄議員、8 番、荒井英世議員、11 番、山口将議員、12 番、松島茂喜議員、以上でございます。

議長（星野一広） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

議会事務局長（瀬古茂雄） たいへん恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号に掛けてあります白紙をお取り願います。

■会期の決定

議長（星野一広） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（星野一広） ご異議なしと認めます。よって会期は一日と決定いたしました。

■会議録署名議員の指名

議長（星野一広） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、7番、須永信雄議員、8番、荒井英世議員を指名いたします。

■議案上程

議長（星野一広） 次に、日程第4、議案第8号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（須藤企業長挙手）

議長（星野一広） 須藤企業長。

企業長（須藤昭男） 議案第8号群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本企业団規約に基づき、識見を有する者として選任されておりました高橋嘉一郎監査委員が本年6月30日付で退職されました。

その後任として、人格、識見ともにすぐれ、経験豊かな長瀬裕一氏を選任したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、ご提案申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（星野一広） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(星野一広) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長(星野一広) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(星野一広) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長(星野一広) これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長(星野一広) 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

■議案上程

議長(星野一広) 次に、議案第9号を議題といたします。

■除斥

議長(星野一広) 次に、地方自治法第117条の規定により、6番、杉山英行議員の退席を求めます。

(杉山議員退席)

■提案理由の説明

議長(星野一広) 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(須藤企業長挙手)

議長（星野一広） 須藤企業長。

企業長（須藤昭男） 議案第9号群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

本企業団規約に基づき、企業団議員の中から選任されておりました杉山英行監査委員が、本年5月1日付で退職されました。

その後任として、引き続き、人格、識見ともに優れ、経験豊かな杉山英行議員を選任したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、ご提案申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（星野一広） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（星野一広） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（星野一広） これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

■除斥の解除

議長（星野一広） 6 番、杉山英行議員の入場を求めます。

（杉山議員入場）

■議案上程

議長（星野一広） 次に、議案第 10 号を議題といたします。

■除斥

議長（星野一広） 次に、地方自治法第 117 条の規定により、8 番、荒井英世議員の退席を求めます。

（荒井議員退席）

■提案理由の説明

議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（須藤企業長挙手）

議長（星野一広） 須藤企業長。

企業長（須藤昭男） 議案第 10 号群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きください。

本企业団規約に基づき、企業団議員の中から選任されておりました黒田重利監査委員が、本年 3 月 31 日付で退職されました。

その後任として、引き続き、人格、識見ともに優れ、経験豊かな荒井英世議員を選任したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、ご提案申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます

ます。

■質 疑

議長（星野一広） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（星野一広） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（星野一広） これより採決いたします。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

■除斥の解除

議長（星野一広） 8 番、荒井英世議員の入場を求めます。

（荒井議員入場）

■議案上程

議長（星野一広） 次に、日程第 5、議案第 1 1 号及び議案 1 2 号の 2 議案を一括

議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広） 高橋局長。

局長（高橋之雄） 議案第11号及び第12号の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第11号群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案書の4ページをお開きください。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できることとなったため、関係条文の改正を行うものです。

附則につきましては、この条例の施行日を令和7年10月1日と定めるものでございます。

次に、議案第12号群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案書の8ページをお開きください。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できることとなったため、関係条文の改正を行うものです。

附則につきましては、この条例の施行日を令和7年10月1日と定めるものでございます。

以上、2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（星野一広） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（星野一広） 議事の都合により、議案第11号及び議案第12号の2議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（星野一広） これより採決いたします。最初に議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（星野一広） 次に議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■閉 会

議長（星野一広） 以上をもちまして、今臨時会の議事すべてを終了いたしました。

最後に、須藤企業長からご挨拶があります。

企業長（須藤昭男） 本日はお忙しい中、また大変暑い中、群馬東部水道企業団臨時会にお集りいただきありがとうございました。

また、先ほど提案させていただきました議案について、全員の賛同をいただきありがとうございました。

今回の臨時会より、メンバーも新たになり、私、太田の穂積市長、館林の多田市長、大泉の村山町長、そして新たに8名の議員さんに就任していただきました。全員で力を合わせながら、3市5町の市民町民の皆さんに安心安全な水が提供できるように、取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

企業団が設立してから10年を迎えたところであります。これまで先人及び関係者の努力によって、国の交付金も120億円という大きな金額を活用し、3市5町に様々な事業を展開することができました。また、県の浄水場との垂直統合や、官民出資会社の包括業務委託の実施など、コストを削減した様々な事業を展開することができたと思っております。

今年度からいよいよ第2期がスタートしますので、新たな時代に皆さまとともに、市民町民の皆さまのライフライン、生活に必要不可欠な水道事業を効率よく展開できるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きの皆さま方のご理解ご協力をお願い申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（星野一広） これをもって閉会といたします。

大変ありがとうございました。

午前11時6分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

星野 一広

群馬東部水道企業団議会副議長

渋谷 理津子

群馬東部水道企業団議会議員

須永 信雄

群馬東部水道企業団議会議員

荒井 英世